国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 27 日
厚生労働省
年金局企業年金・個人年金課

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案について、令和８年１月 30 日（金）から同年２月 28 日（土）まで御意見を募集したところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	デジタル庁の発足以降、政府は「誰一人取り残さないデジタル化」を掲げているが、今回の改正案に見られる「条件付きの省略」や「アナログな申出義務」は、システム連携の不備を国民の行動で補わせようとするものであり容認できない。この「使い勝手の悪さ」を是正し、負担に見合う行政サービスへと昇華させるため、以下の 2 点について強く再考を求める。 ・死亡届省略における「7 日以内」要件の撤廃 改正案では、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供を受ける場合でも、死亡届の省略を「死亡の日から 7	御意見として承ります。 なお、今般の法令改正の規定により事業主等への死亡の届出を省略することができるのは、７日以内に戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合に限られますが、これは、戸籍法の規定による死亡の届出が遅れた場合、事業主等が情報を把握するのはさらにその後となり、給付金の過払いが生じる恐れがあるため、遺族等から事業主等に対しても死亡の届出をさせることを目的としているものです。

	日以内に死亡届を提出した場合」に限定している。システム的には住民基本台帳ネットワーク上に「死亡」のフラグが立った時点で、届出の時期にかかわらず、年金基金側も自動的に支給を停止するロジックを組むべき。 「7日」という人間系のアナログな期限を条件分岐（IF条件）に組み込むことは、制度を複雑化させ、遺族や窓口の混乱を招くだけである。「データがあるなら無条件で省略する」という、シンプルかつユーザー本位の設計に改めるべき。 ・iDeCo等における「自己申告義務」のシステム化 iDeCo加入者が他制度（企業年金等）に加入した場合に、事業主への申出を義務付ける規定は、マイナンバー制度および行政データ連携の趣旨に逆行している。国民年金基金連合会および国は、加入者の基礎年金番号やマイナンバーを通じて、個人の全加入制度を把握可能な立場にあるはず。「制度間の突合（クロスチェック）」を加入者の記憶や申告に依存するのではなく、システム側で自動的に重複や限度額オーバーを検知し、該当事業主に通知（プッシュ通知）する仕組みこそが必要。「システム反映のタイムラグ」を理由に責任を個人に押し付けるのではなく、API連携のリアルタイム化を進めることこそが、高額な保険料を徴収する行政側の責務である。	この趣旨に鑑みれば、受給権者等の死亡の日から７日を経過した後に戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合でも、事業主等が失権の処理を行うことを妨げるものではなく、省略の要件等を届出者に確認する必要はありません。 一方、事業主等が失権の処理をしたあとであっても、戸籍法の規定による死亡の届出が受給権者等の死亡の日から７日を経過したあとに行われたものであれば、遺族等には引き続き、事業主等に死亡の届出をする義務自体は残ることとなります。

２	受給権者が死亡した場合の届出の省略について、改正法の施行日は令和８年４月１日となっているが、死亡日が令和８年４月１日前である者についても省略可能と考えてよいか。また、改正法附則において改正前の規定を有効とする経過措置が設けられていないことから、改正法の施行日前に死亡の届出が必要とされていたものについても、死亡の届出を省略することができると解釈して問題ないか。	「この省令の施行の日前に死亡があった場合における死亡の届出については、なお従前の例による。」とする経過措置を設けることとしているため、死亡日が令和８年４月１日より前にあった場合における死亡の届出は従前どおり必要です。
３	改正の概要にある、死亡の届出の省略を可能とする要件「当該受給権者等の死亡の日から７日以内に当該受給権者等に係る戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出を行う場合」について、本省令改正後の条文から削除してはどうか。 本要件は、改正前の本省令の死亡の届出に関する規定をそのまま省略要件としたものと見受けるが、機構保存本人確認情報における死亡の事実はその届出が戸籍法上の届出義務者から届出期間に行われたか否かによらず把握することができるものであり、また、現在、事業主等が法令等の認める手法により入手できる機構保存本人確認情報には本要件を満たすか否かを確認する情報は含まれていない。 このため、本要件が本省令改正後の条文に規定された場合、事業主等においては機構保存本人確認情報で死亡の事実を確認できる場合においても、省略の要件を満たす	今般の法令改正の規定により事業主等への死亡の届出を省略することができるのは、７日以内に戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合に限られますが、これは、戸籍法の規定による死亡の届出が遅れた場合、事業主等が情報を把握するのはさらにその後となり、給付金の過払いが生じる恐れがあるため、遺族等から事業主等に対しても死亡の届出をさせることを目的としているものです。 この趣旨に鑑みれば、受給権者等の死亡の日から７日を経過した後に戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合でも、事業主等が失権の処理を行うことを妨げるものではなく、省略の要件等を届出者に確認する必要はありません。 一方、事業主等が失権の処理をしたあとであっても、戸籍法の規定による死亡の届出が受給権者等の死亡の日から７日を経過したあとに行われたものであれば、遺

	かの確認のため戸籍法上の届出義務者たる遺族等や役場に対し個別確認を強いるものとなり、法改正の趣旨を無実化するものと考える。	族等には引き続き、事業主等に死亡の届出をする義務自体は残ることとなります。
4	本省令案に賛成する。 その上で、死亡手続の更なる簡素化及び実務負担軽減の観点から、廃止前厚生年金基金規則第 51 条及び第 60 条並びに厚生年金基金取扱準則第三のニ１号において交付する旨規定されている加入員証及び年金証書について、紙媒体での発行を廃止と明文で規定するとともに、死亡手続における当該資料の提出も不要とすることを求める。	本案に賛成のご意見として承ります。 加入員証及び年金証書については、証書として交付する性質のものであることから紙媒体での発行を義務付けており、紙媒体での発行を廃止することは、現時点で予定しておりません。 なお、死亡の届出をする際に届出書に記載する事項として「年金証書の番号」がありますが、年金証書自体の提出は義務付けておりません。

※上記のほか、１件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。